

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 殿			
給			
委任状			
私（工事申請者）は、給水装置工事の申請、工事施行およびその他工事に関する一切の事項を下記指定給水装置工事事業者に委任いたします。			
（太枠内に記入してください）			
委 任 日	年 月 日		
工事申請者（委任者）		指定給水装置工事事業者	
住 所		住 所	
氏 名	(印)	会社名 代表者	
		(記名押印または自署)	
工事場所			

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 殿			
排			
委任状			
私（工事申請者）は、排水設備工事の申請、工事施行およびその他工事に関する一切の事項を下記指定排水設備工事事業者に委任いたします。			
（太枠内に記入してください）			
委 任 日	年 月 日		
工事申請者（委任者）		指定排水設備工事事業者	
住 所		住 所	
氏 名	(印)	会社名 代表者	
		(記名押印または自署)	
工事場所			

【誓約事項】**（給水装置工事に関する誓約）**

- この給水装置について第三者から異議の申し立てを受けたときは、申請者の責任において解決いたします。
- 水道メーターおよび給水装置は、条例にしたがい適切に保管および管理いたします。
- 当該給水装置に起因する問題が生じた場合は、申請者が責任を持って解決し、水道局に一切責任を負わせません。
- 給水装置の所有者・管理人・維持管理業者に変更があった場合はこの誓約事項を継承し、すみやかに水道局へ届け出ます。
- 竣工後は、指定給水装置工事事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認します。

【3階直結給水を行う場合の誓約】

- 3階直結給水基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。

- 使用形態や使用水量の変更等により水圧低下や水量不足が生じた場合は、自己の費用負担で受水槽の設置など、必要な改善を行います。

【直結増圧式給水を行う場合の誓約】

- 直結増圧式給水設計施行基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。

- 直結増圧式給水装置について次のような特徴を理解し、入居者（使用者）に周知させるとともに、直結増圧式給水装置について問題が生じたときは当方で処理します。
 - 停電や故障等により増圧ポンプが停止したときは、直結用給水栓を使用します。
 - 直結増圧式給水装置を設置した場合、受水槽のような貯留機能がないため、水道局の配水本管工事及びメーター取替作業等の計画的および緊急の断水時の場合には水の使用が出来なくなることを承諾します。また、計画的および緊急の断水に起因する損害が発生しても、水道局に一切責任を負わせません。
 - 断水等、連絡が取れる体制を整え、使用者等への周知及び断水対応等については当方にて責任をもって行います。
- 増圧装置および減圧式逆流防止器は、年一回以上の保守点検を行うとともに、必要な維持管理を行います。
- 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、ポンプ室及び管理人室等に緊急時連絡先の記入した表示板を設置し、増圧装置には警報装置または電話回線を利用した24時間監視装置等を設置します。
- 直結増圧式給水装置に起因して、逆流または漏水等が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
- 水道局貸与メーターから下流側（宅地側）漏水などが発生した場合、入居者（使用者）、申請者および管理人により速やかに適切に対処します。
- 上記各項の条件を入居者（使用者）に周知徹底させ、直結増圧給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局に一切責任を負わせません。

【特例直結直圧式給水を行う場合の誓約】

- 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。

- 当該建物の階数、使用水量、配水管の水圧、その他の事情により給水上の支障が生じた場合またはおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースに増圧装置、減圧式逆流防止器および直圧用共用水栓を設置します。なお、その際には、水道局へ給水装置工事の申請を行います。
- 水道局の本管工事もしくはメーター取替作業等の計画的工事または緊急工事等によって断水になる場合には、水の使用ができないことを当方にて使用者へ周知します。
- 特例直結直圧式給水に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合は、当方にて責任を持って補償します。
- 出水不良が生じた際に、増圧装置が設置されていないことに起因する給水の支障およびこれに伴う損害、ならびに増圧装置の設置費用に関して、水道局に一切責任を負わせません。

【特定施設スプリンクラー設備を設置する場合の誓約】

- 災害・その他正当な理由（制限給水時、事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道局に一切責任を負わせません。
- 当該スプリンクラー設備の、火災時以外における作動および火災時に非作動が生じても、水道局に一切責任を負わせません。
- 当該スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項および連絡先を、所有者にて見やすいところに表示します。
- 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付であることを賃借人に熟知させます。
- 当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者より水道局へ所有者の変更届および承諾書を提出させます。
- 消防法の規定に基づく着工届出書との内容確認のため、給水装置工事申請設計書の写しを消防局に送付することに同意します。

【タンクレストイレを設置する場合の誓約】

- タンクレストイレの水圧不足に伴う排水不良については、タンクレストイレの取替等当方にて対処します。

私（工事申請者）は、給水負担金、設計審査手数料および工事検査手数料並びに給水契約について、鹿児島市給水条例施行規程が契約の内容であることに合意し、上記誓約事項について承諾した上で、同条例第4条の規定により給水装置工事を申請いたします。

（排水設備工事に関する誓約）

- この排水設備について第三者から異議の申し立てを受けたときは、申請者の責任において解決いたします。
- 排水設備は、条例にしたがい適切に保管および管理いたします。
- 当該排水設備に起因する問題が生じた場合は、申請者が責任を持って解決し、水道局に一切責任を負わせません。
- 排水設備の所有者・維持管理責任者に変更があった場合はこの誓約事項を継承し、すみやかに水道局へ届け出ます。
- 竣工後は、指定排水設備工事事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認します。

【ディスポーザを設置する場合の誓約】

- ディスポーザ排水処理システムの維持管理責任者を選任します。
- 維持管理計画書に従い、適切にシステムの維持管理を行います。
- 専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出します。
- 維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理事業者が実施する保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存します。
- 保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を管理者に年1回または管理者の求めに応じ提出します。
- システムの適切な維持管理を確保するため、管理者が行う立ち入り検査に協力し、指導に従います。
- 利用者の適正な維持管理への協力を取り付け、必要に応じシステムの適切な使用方法を指導します。
- 次に掲げる事項が発生した場合は、ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第3条に準じ、速やかに管理者に関係書類を提出します。
 - システムの改造または撤去の工事をするとき。
 - システムの維持管理業者を変更するとき。
- システムを譲渡しようとするときは、当該譲受人に対し、システムの適切な維持管理に関する地位を承継します。

【ディスポーザの維持管理業務委託契約書を工事申請時に添付できない場合の誓約】

私は、ディスポーザ排水処理システムを適切に維持管理するための専門の維持管理事業者との維持管理業務委託契約書の写しをシステムの使用開始前までに管理者に提出します。

【特殊排水継手方式を採用する場合の誓約】

特殊排水継手方式の採用にあたっては、製品仕様書および施工要領書等に基づき施工を行います。

【排除汚水量の認定申請を行う場合の誓約】

- 計量装置、ポンプ、コンプレッサ等の取替え又は配管等の改造を行う場合は、水道局に速やかに報告します。
- 排除汚水量の認定に関する要綱第12条の規定に従い、認定を受けてから概ね2年ごとに水道局に認定見直しの申込みをします。
- 計量装置は、排除汚水量の認定に関する要綱第9条及び第10条の規定に従って取替期限までに、当方にて取替え等の維持管理を行います。
- 排除汚水量の算出根拠に変更があった場合は、速やかに水道局に報告します。

私（工事申請者）は、上記誓約事項について承諾した上で、鹿児島市下水道条例第6条の規定により、排水設備工事申請を申請いたします。

※水道局使用欄	受付	—
---------	----	---